

12月議会に みなさんの ご意見・ご要望を お寄せ下さい



川口市議会12月定例会が、11月30日(水)から開会予定です。
12月市議会への請願締切日は11月22日(火)となっています。

今回の議会では、一般質問に日本共産党から金子ゆきひろ議員、板橋ひろみ議員の2名が登壇する予定です。

コロナ禍や急激な物価高に対する市の対応や支援策について、さらに2023度の予算編成を控えた時期でもあり、みなさんから寄せられた声を届け、来年度の川口市への施策拡充や実施を求めてまいります。みなさんからの、意見・要望をお寄せ下さい。

また、12月市議会では9月市議会で上程され閉会中の継続審査となっていた2021年度決算委員会の報告と討論・採決が開会日に行われます。

市議会は傍聴できます。インターネットでの視聴もできますのでご利用下さい。

川口市議会 12月定例会日程 (案)

11月30日(水)	開会
12月9日(金)～15日(木)	一般質問
12月19日(月)	常任委員会(福祉保健・環境経済文教)
12月20日(火)	常任委員会(建設消防・総務)
12月23日(金)	閉会

※11月25日に行われる議会運営委員会にて日程案が承認がされれば
この案で議会が運営されます。

市民団体との懇談会で 「市民の声」を 市政にとどけ要望の実現へ

11月7日(月)18時30分より青木会館において、日本共産党川口市議団は市民団体との懇談会を実施しました。懇談会には8団体が参加されました。

金子団長のご挨拶後、松本幹事長が「新川口9月議会報告号」をもとに総合経済対策(約21億円)補正予算について説明。条例議案や専決処分など共産党市議団の議会対応を報告。また、決算カード(2021年度)をもとに地方税(△0.8%)から所得税減が想定されることや民生費(15.5%増)では、扶助費(各給付金など)が増えている事などを説明の上、決算審査での賛否対応を報告しました。

市民団体からは、活動報告や意見、要望等が出されました。

- インボイス制度中止を求める活動
 - 物価高騰による学校給食費(食材費)不足分の補填継続を
 - 学校トイレの洋式化の推進(現行は50%)を
 - 産休・育休・病休などによる教員の欠員に余裕を持った加配を
 - 公民館に社会教育主事の配置を
 - 戸塚地区に公民館の新設(東川口駅周辺または以北)を
 - 公民館にWi-Fiの設置を
 - 補聴器購入資金助成制度の創設を
 - 高齢者の移動支援としてデマンド交通の整備を
 - 肢体不自由児が通える特別支援学校の新設を
 - 20人程度の少人数学級の推進を
- など多彩な懇談となりました。



日本共産党市議団は、皆さんの声をもとに来年度予算に反映させるための「予算編成における各種施策に対する要望書」を作成、市長に提出する予定です。今後も市民の声を市政に届けご要望の実現に向けて取り組んでまいります。

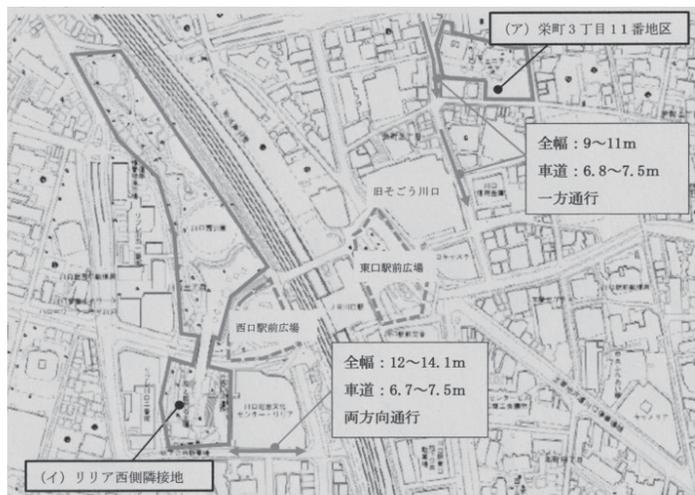
美術館建設基本計画 「リア西側隣接地」に建設用地変更

—11月1日からパブリックコメント開始— ご意見お寄せ下さい

川口市美術館建設基本計画は昨年6月に発表され、「栄町3丁目11番地区の再開発事業により」建設事業を行うとしていました。その後、今年の3月議会での市長発言により、急きょリア西側隣接地に建設することを検討と発表。建設地の調査費用が計上され、今回のパブリックコメントとなりました。

11月15日に行われた特別委員会の中でそれぞれの候補地の比較が出ていますが、栄町3丁目の用地選定については3つの商店街連合会から「栄町に美術館を」と要望書が出るほど、待ち望まれていた反面、近隣や再開発地に居住する一部の方からは反対の声が上がる状況でした。

今回の基本計画の変更内容については、主に下記のようになっています。



第3章建設用地・施設形態

	旧	新
1. 建設用地の検討	栄町3丁目11番	⇒リア西側隣接地
2. 施設形態の検討	再開発施設との複合化も検討	⇒単体で建設
スケジュール	再開発事業で合意形成が必要	⇒短期着工可能

日本共産党市議団は栄町3丁目11番地区の再開発事業については反対しました。美術館の必要性は有るものの、多額の税金を民間を含む再開発事業に投入することについては疑義があるとの判断でした。しかし、今回のように住民不在のままの建設用地の変更については、まず住民の声を聞くべきだと主張しています。改めて、リア西側隣接地の美術館建設について、市民のみなさんのご意見をお寄せ下さい。

[パブリックコメントは11月30日締切です。]

保育所整備と保育士確保は公的責任で

次世代支援・教育力向上特別委員会より

11月15日の次世代支援・教育力向上特別委員会の報告事項として、今後の保育施策について、保育に関する現状や課題、今後の保育施策の方向性について

- ①保育所等の整備について
- ②定員の適正化について
- ③保育人材の確保について
- ④医療的ケア児の対応について

説明がありました。以下、一部をお知らせします。

●保育所等の整備について

待機児童問題が概ね解消に向かっていること、及び定員割れによる民間保育所等の運営への影響を考慮し、民間保育所等の新たな整備は原則として行わないものとする。ただし、大規模開発等により保育需要が急激に増加する事が見込まれる場合や、令和6年3月までを移行期間としている既存幼稚園から認定こども園への移行については、必要に応じて例外的な整備を検討する。

また、公立保育所については、保育所施設の更新に合わせて、地域の保育需要を勘案し、公立保育所の再編統合や民間活力の導入を図る。



認可定員、待機児童数の推移(各年度4月1日時点)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認可定員数	7738	8082	9095	9742	10453	11209	11562	11960
待機児童数	221	98	49	82	76	38	30	19

※平成30年度に待機児童数が増えた要因は、国が待機児童の定義を変更したためです。

※保育所に申し込みをしたが入れなかった入所保留児童は令和4年度は718人です。